

令和5年度

介護医療院

集団指導資料

令和6年3月

岡山県子ども・福祉部福祉企画課指導監査室

目 次

I	介護医療院の主な関係法令等	1
II	令和6年度介護報酬改定について	6
	「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」 (厚生労働省)	7
	「介護報酬の算定構造」(厚生労働省)	38
	「令和6年度介護保険改定 介護報酬の見直し案」(厚生労働省)	43
	「介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設並びに 運営の基準を定める条例新旧対照表」(岡山県)	116
III	基準及び運営指導等の指摘事項・運営上の留意事項等について	120
	1 介護医療院と介護医療院サービス	120
	2 事業の実施について	121
	(1)人員基準	121
	(2)施設・設備基準	126
	(3)運営に関する基準等	127
	3 介護報酬の算定について	149
	(1)基本報酬	149
	(2)介護報酬算定上の注意	151
IV	その他各種伝達事項	160
	(1)指定(許可)更新申請	160
	(2)みなし指定について	160
	(3)変更許可申請(介護医療院のみ)	161
	(4)変更の届出	162
	(5)審査手数料について	163
	(6)介護医療院の管理者	163
	(7)メールアドレスの登録	165
	(8)介護サービス関係Q&A	165
	(参考)「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び 医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」 の一部改正について(厚生労働省)	166

I 介護医療院の主な関係法令等

★本資料は現時点でのものとなります。指定基準・報酬算定要件等の詳細については関連する告示・通知等の最新情報を御確認ください。

【主な関係法令】

- ・介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) (以下「法」という。)
- ・介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号) (以下「施行令」という。)
- ・介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) (以下「施行規則」という。)

【運営関係】

条例

- ・介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等を定める条例(平成 30 年岡山県条例第 46 号) (以下「条例」という。)
- ・介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成 24 年岡山県条例第 62 号)
- ・介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(平成 24 年岡山県条例第 65 号)

省令

- ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
(平成 30 年厚生省令第 5 号)
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 11 年厚生省令第 37 号)
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)
- ・医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)

条例解釈通知

- ・介護保険法に基づき条例で規定された介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準について(令和 3 年 4 月 1 日付け指第 51 号)

- ・介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（令和 3 年 4 月 1 日付け指第 47 号）

告示

- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
（平成 12 年厚生省告示第 29 号）

省令解釈通知

- ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
（平成 12 年 3 月 17 日付け老老発 0322 第 1 号）
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号）

【報酬関係】

報酬告示

- ・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 12 年厚生省告示第 21 号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）
- ・厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等並びに単位数
（平成 12 年厚生省告示第 30 号）
- ・厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等
（平成 12 年厚生省告示第 31 号）
- ・厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る特別な薬剤
（平成 12 年厚生省告示第 32 号）

留意事項通知

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成 12 年 3 月 8 日付老企第 40 号）

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成 18 年 3 月 17 日付老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）

【その他】

- 介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

（平成 17 年厚生労働省告示第 411 号）

- 介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成 17 年厚生労働省告示第 412 号）

- 介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額（平成 17 年厚生労働省告示第 413 号）

- 介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額及び同法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額（平成 17 年厚生労働省告示第 414 号）

- 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針

（平成 17 年厚生労働省告示第 419 号）

- 特定診療費の算定に関する留意事項について（平成 12 年老企第 58 号）

- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

（平成 12 年老企第 54 号）

- 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について

（平成 12 年老振第 25 号・老健第 94 号）

- ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について
 （平成 12 年老振第 75 号・老健第 122 号）
- ・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等
 （平成 12 年厚生省告示第 123 号）
- ・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順
 （平成 18 年厚生労働省告示第 268 号）
- ・医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について
 （平成 17 年老振発第 0728001 号）
- ・認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成 18 年老発 0331010 号）
- ・認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について
 （平成 18 年老計発 0331007 号）
- ・厚生労働大臣が定める療養（平成 18 年厚生労働省告示第 142 号）
- ・要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合
 （平成 20 年厚生労働省告示第 128 号）
- ・診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）
- ・基本診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）
- ・医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について
 （平成 18 年 4 月 28 日老老発 0428001 号・保医発第 0428001 号）

※法令・通知等は、次の文献、ホームページ等でもご確認ください。

【文献】

- 介護報酬の解釈 単位数表編《令和3年4月版》
- 介護報酬の解釈 指定基準編《令和3年4月版》
- 介護報酬の解釈 QA・法令編《令和3年4月版》
- 医科点数表の解釈《令和4年4月版》

(発行：社会保険研究所)

- 介護医療院開設に向けたハンドブック《令和4年3月版》

(発行：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196478.html>

【ホームページ】

- 厚生労働省 法令等データベースシステム

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

- 総務省 法令データ提供システム

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

- 岡山県 指導監査室

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/340/>

- 岡山県 指導監査室「令和6年度介護報酬改定」

<https://www.pref.okayama.jp/page/903094.html>

Ⅱ 令和6年度介護報酬改定について

社会保障審議会 介護給付費分科会（第239回）	参考資料 1
令和6年1月22日	

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

▶ 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保
5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

1. (3) ③ 総合医学管理加算の見直し

概要

【短期入所療養介護★】

- 介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護における総合医学管理加算について、医療ニーズのある利用者の受入れを更に促進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっている指定短期入所療養介護についても、治療管理を目的とするものについては同加算の対象とする。
 - イ 算定日数について7日を限度としているところ、10日間を限度とする。

単位数

<現行>

総合医学管理加算 275単位/日



<改定後>

変更なし

算定要件等

<現行>

- 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。
- 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

<改定後>

- 1 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算する。
- 2 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。

17

1. (3) ⑱ 協力医療機関との連携体制の構築

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

1. (3) ㉓ 協力医療機関との定期的な会議の実施

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
<p>○ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価する新たな加算を創設する。</p> <p>○ また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。【告示改正】</p>	

単位数	
【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】	
< 現行 > なし	<p style="text-align: center;">▶</p> <p>< 改定後 > 協力医療機関連携加算 協力医療機関が(1)右記の①～③の要件を満たす場合 100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度～) (新設) (2)それ以外の場合 5単位/月 (新設)</p>
【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】	
< 現行 > 医療機関連携加算 80単位/月	<p style="text-align: center;">▶</p> <p>< 改定後 > 協力医療機関連携加算 協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (変更) (2)それ以外の場合 40単位/月 (変更)</p>
【認知症対応型共同生活介護】	
< 現行 > なし	<p style="text-align: center;">▶</p> <p>< 改定後 > 協力医療機関連携加算 協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 (新設) (2)それ以外の場合 40単位/月 (新設)</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: small;"> <p>(協力医療機関の要件)</p> <p>① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> </div>	

算定要件等	○ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 (新設)
--------------	---

34

1. (3) ㉔ 入院時等の医療機関への情報提供

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
<p>○ 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について、新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅へ退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。</p> <p>○ また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】</p>	

単位数	
【介護老人保健施設、介護医療院】	
< 現行 > 退所時情報提供加算 500単位/回	<p style="text-align: center;">▶</p> <p>< 改定後 > 退所時情報提供加算 (I) 500単位/回 退所時情報提供加算 (II) 250単位/回 (新設)</p>
【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】	
< 現行 > なし	<p style="text-align: center;">▶</p> <p>< 改定後 > 退所時情報提供加算 250単位/回 (介護老人福祉施設) (新設) 退居時情報提供加算 250単位/回 (特定施設、認知症対応型共同生活介護) (新設)</p>

算定要件等	<p>【介護老人保健施設、介護医療院】 <退所時情報提供加算 (I) > 入所者が居宅へ退所した場合 (変更)</p> <p>○ 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報 心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>【介護老人保健施設、介護医療院】 <退所時情報提供加算 (II) > 入所者等が医療機関へ退所した場合 (新設)</p> <p>【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 <退所時情報提供加算、退居時情報提供加算 ></p> <p>○ 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。</p>
--------------	---

1. (4) ⑧ 介護医療院における看取りへの対応の充実

概要	【介護医療院】
<p>○ 本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を更に充実させる観点から、介護医療院の基本報酬の算定要件及び施設サービス計画の作成において、本人の意思を尊重した上で、原則入所者全員に対して「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組を行うことを求めることとする。 【告示改正】 【通知改正】</p>	

算定要件等	
<p>厚生労働大臣が定める施設基準※Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）の場合 <現行> 六十八 介護医療院サービスの施設基準 イ Ⅰ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準 (1) Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）を算定すべき介護医療院サービスの施設基準 (イ) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。 a～h (略) i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。 i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。 iv ii及びiiiについて、入所者本人及びその家族等と話し合いを行い、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、対応していること。</p>	<p><改定後> 六十八 介護医療院サービスの施設基準 イ Ⅰ型介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの施設基準 (1) Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）を算定すべき介護医療院サービスの施設基準 (イ) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスの場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。 a～h (略) i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。 i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 iii 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。 (削る) j 施設サービスの計画の作成や提供にあたり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応していること。</p>

44

1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上


概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
<p>○ 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。 ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。 イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。 ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。 ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。 ○ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】</p>	

単位数	
<p><現行> なし</p>	<p><改定後> 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月（新設） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月（新設）</p>

算定要件等	
<p><高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）>（新設） ○ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ○ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</p> <p><高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）>（新設） ○ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。</p>	

1. (5) ② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
<ul style="list-style-type: none">○ 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。○ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。【告示改正】	

単位数	
< 現行 > なし	 < 改定後 > 新興感染症等施設療養費 240単位/日 (新設)

算定要件等	
<ul style="list-style-type: none">○ 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。 <p>※ 現時点において指定されている感染症はない。</p>	

46

1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
<ul style="list-style-type: none">○ 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。○ また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】	

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】
単位数	
<現行> なし	<改定後> 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	○ 以下の基準に適合していない場合（新設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

48

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。
単位数	
<現行> なし	<改定後> 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

50

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的な実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数	【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】
<現行> なし	<p style="text-align: center;"><改定後></p> <p style="text-align: center;">身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)</p> <p>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。</p>

算定要件等
<p>○ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること <p>○ 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。</p>

52

1. (7) ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

概要	【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数	
<現行> なし	<p style="text-align: center;"><改定後></p> <p style="text-align: center;">認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150単位/月 (新設)</p> <p style="text-align: center;">認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 120単位/月 (新設)</p> <p>※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。</p>

算定要件等
<p><認知症チームケア推進加算（Ⅰ）> (新設)</p> <p>(1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>(2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。</p> <p>(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。</p> <p>(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。</p> <p><認知症チームケア推進加算（Ⅱ）> (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること。 ・ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

▶ 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

2.(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進①

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
<p>○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、介護老人保健施設におけるリハビリテーションマネジメント計画書情報加算、介護医療院における理学療法、作業療法及び言語聴覚療法並びに介護老人福祉施設における個別機能訓練加算（Ⅱ）について、以下の要件を満たす場合について評価する新たな区分を設ける。【告示改正】</p> <p>ア 口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。</p> <p>イ リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。</p> <p>ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること。</p>	

単位数	
<p>【介護老人保健施設】 <現行> リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位/月</p>	<p><改定後> リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） 53単位/月 (新設) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 33単位/月 <small>※加算（Ⅰ）、（Ⅱ）は併算定不可</small></p>
<p>【介護医療院】 <現行> 理学療法 注6、作業療法 注6、言語聴覚療法 注4 33単位/月</p>	<p><改定後> 理学療法 注6、作業療法 注6、言語聴覚療法 注4 33単位/月 理学療法 注7、作業療法 注7、言語聴覚療法 注5 20単位/月 (新設) <small>※加算（Ⅰ）、（Ⅱ）は併算定可</small></p>
<p>【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 <現行> 個別機能訓練加算（Ⅰ） 12単位/日 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位/月</p>	<p><改定後> 個別機能訓練加算（Ⅰ） 12単位/日（変更なし） 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位/月（変更なし） 個別機能訓練加算（Ⅲ） 20単位/月 (新設) <small>※加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）は併算定可</small></p>

2.(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進②

算定要件等

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

【介護老人保健施設】＜リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）＞（新設）

【介護医療院】＜理学療法注7、作業療法注7、言語聴覚療法注5＞（新設）

- 入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてリハビリテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
※上記は介護老人保健施設の場合。介護医療院については、理学療法注6、作業療法注6又は言語聴覚療法注4を算定していること。
- 口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント加算を算定していること。
- 入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職種間で共有していること。

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

＜個別機能訓練加算（Ⅲ）＞（新設）

- 個別機能訓練加算（Ⅲ）を算定していること。
- 口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

69

2.(1)③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目の整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

2. (1) ⑥ 訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

- 訪問リハビリテーション事業所を更に拡充する観点から、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。また、介護保険法第72条第1項による通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院については、当該事業所の医師の配置基準について、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすこととする。【省令改正】

基準

- 訪問リハビリテーション事業所、介護予防訪問リハビリテーション事業所のみなし指定が可能な施設

< 現行 >
病院、診療所



< 改定後 >
病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院

- 人員配置基準について、以下の規定を設ける
(訪問リハビリテーションの場合)

指定訪問リハビリテーション事業所が、みなし指定を受けた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、訪問リハビリテーション事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなすことができる。

71

2. (1) ⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

【告示改正】

単位数

< 現行 >
なし



< 改定後 >
口腔連携強化加算 50単位/回 (新設)
※1月に1回に限り算定可能

算定要件等

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。(新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



2. (1) ⑱ 介護保険施設における口腔衛生管理の強化

概要

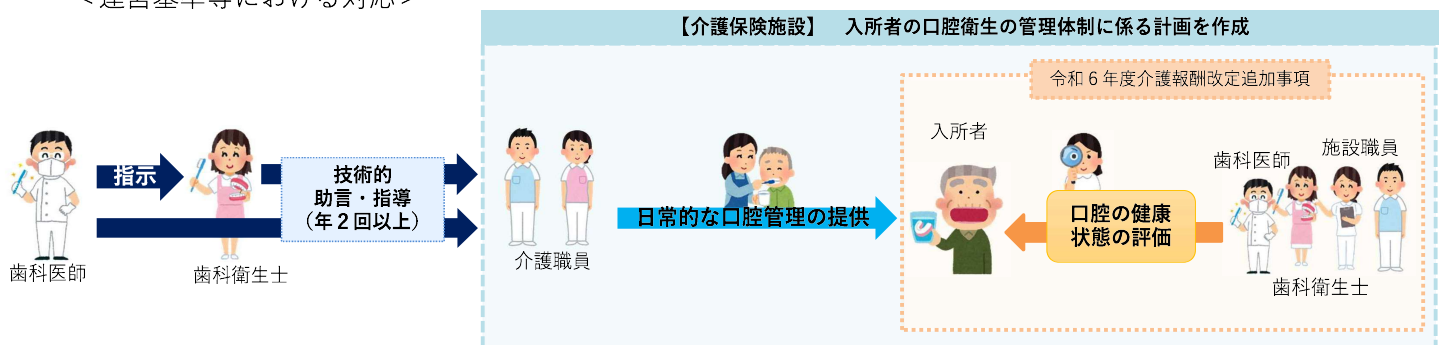
【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者を利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。【通知改正】

算定要件等

- 施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施すること。
- 技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。

<運営基準等における対応>



84

2. (1) ㉑ 退所者の栄養管理に関する情報連携の促進

概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供することを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>
なし

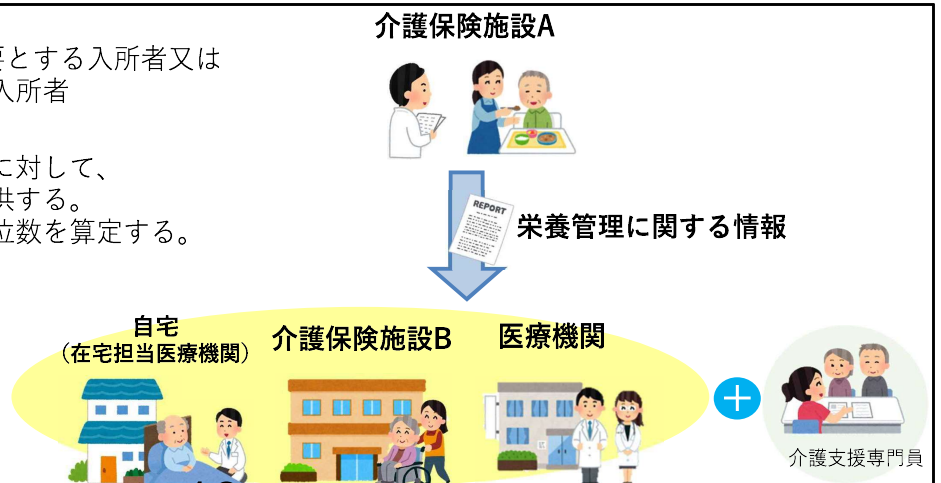
<改定後>

退所時栄養情報連携加算 70単位/回 (新設)

算定要件等

- 対象者
 - ・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者
- 主な算定要件
 - ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
 - ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）



2. (1) ② 再入所時栄養連携加算の対象の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 再入所時栄養連携加算について、栄養管理を必要とする利用者に切れ目なくサービスを提供する観点から、医療機関から介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある利用者を算定対象に加える。
【告示改正】

算定要件等

○対象者

<現行>

二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なる者。

<改定後>

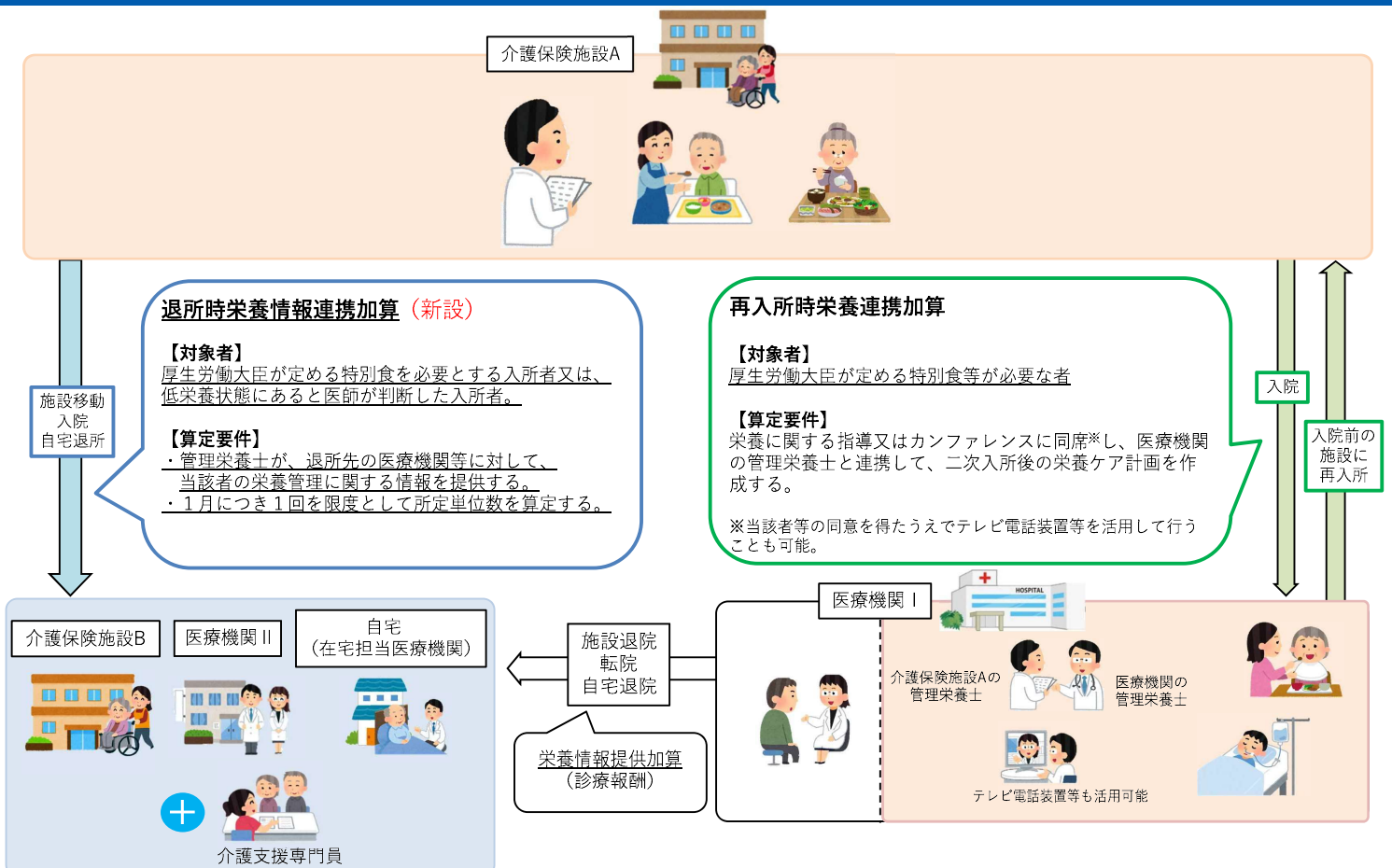
厚生労働大臣が定める特別食*等を必要とする者。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

87

栄養に関する情報連携のイメージ図

下線部：R6報酬改定事項



2. (2) ③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。【省令改正】

92

2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】
 - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【通知改正】
 - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

算定要件等

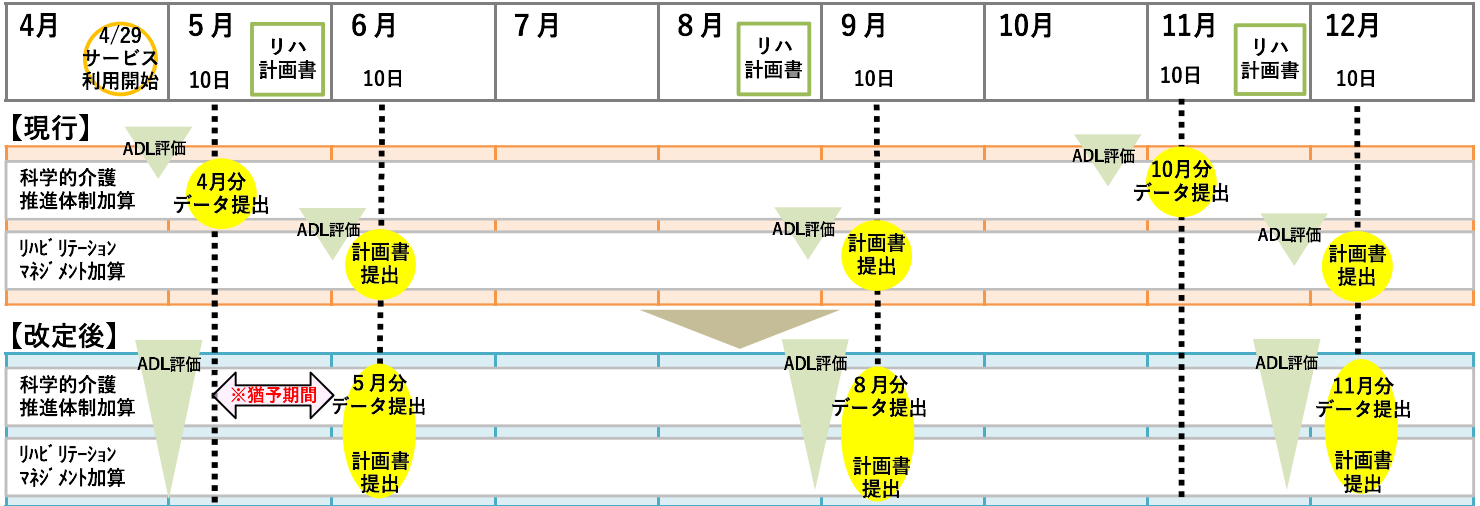
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・ 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・ 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるように、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

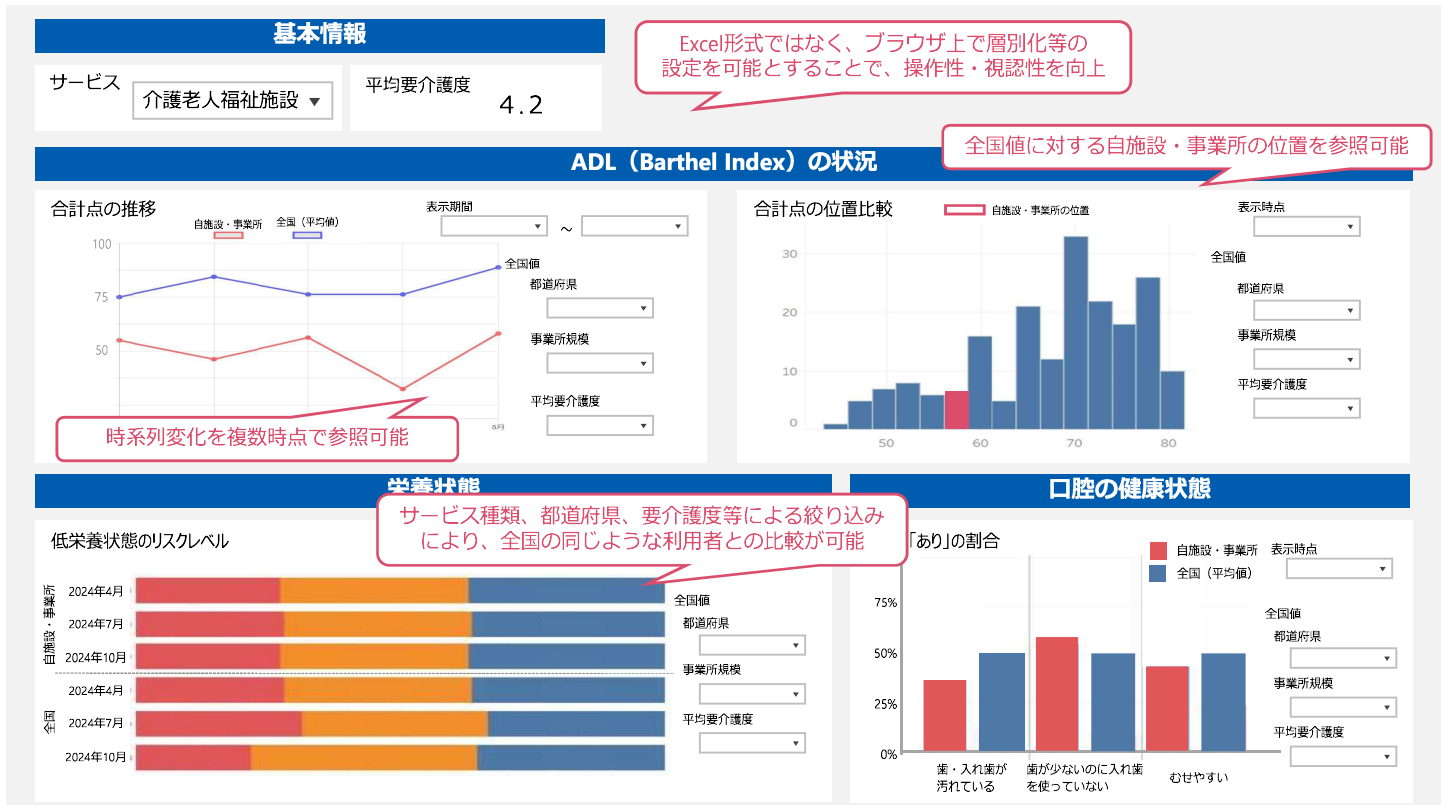
- ・ 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することになっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- ・ これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



（※）一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

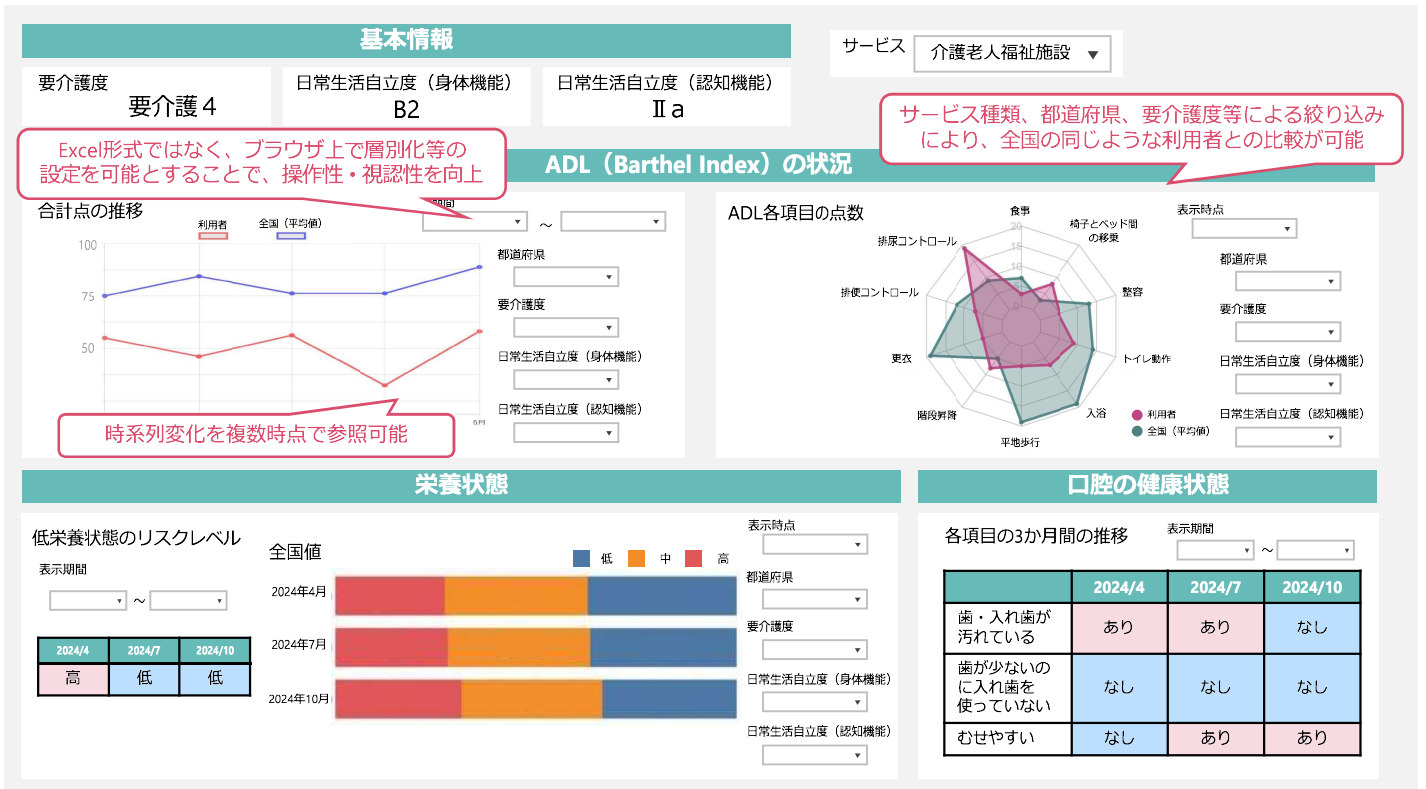
98

LIFEのフィードバック見直しイメージ（事業所フィードバック）



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせることで、取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

LIFEのフィードバック見直しイメージ（利用者フィードバック）

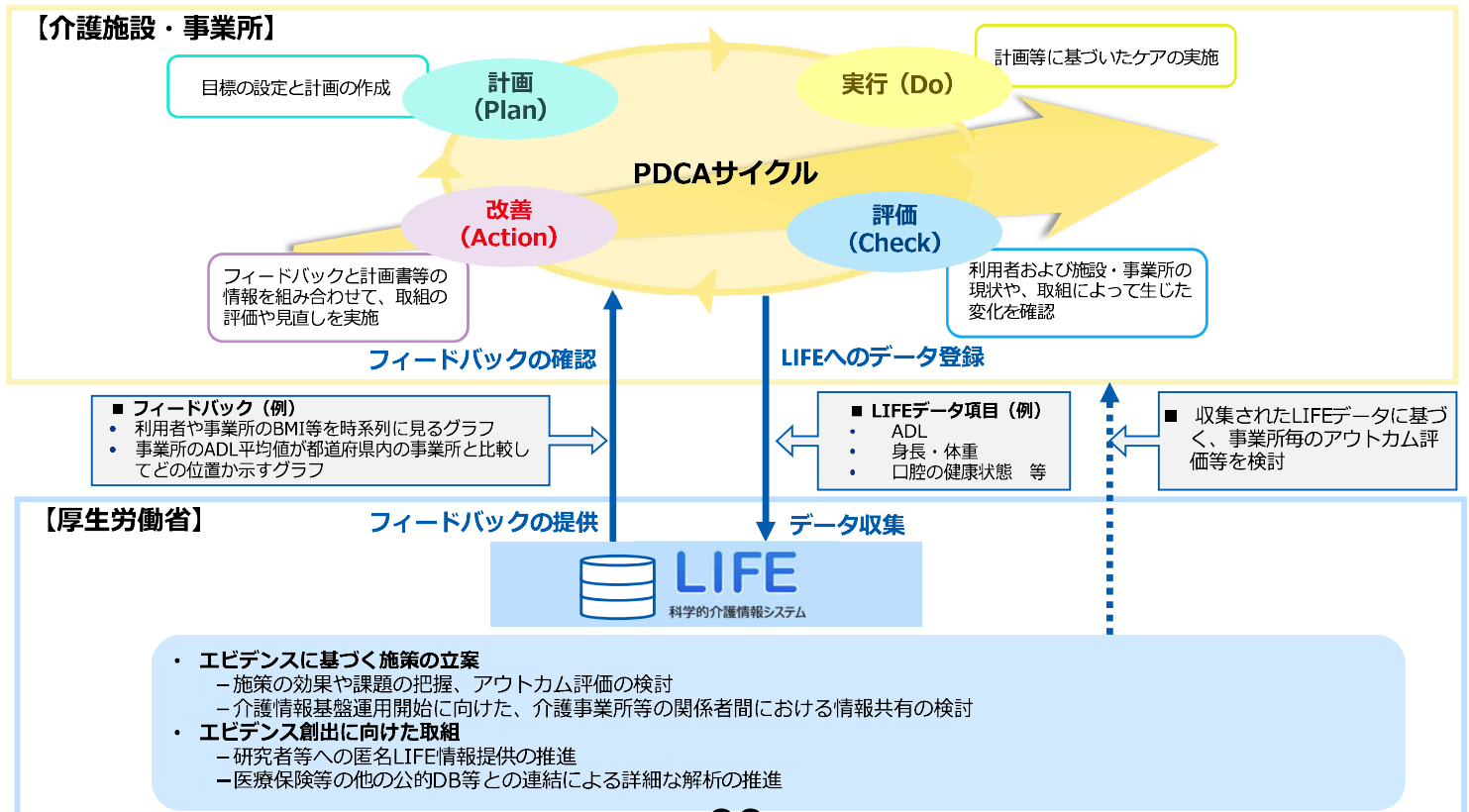


各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせることで、取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

100

LIFEを活用した取組イメージ

○ 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



2. (3) ② 自立支援促進加算の見直し

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○	<p>自立支援促進加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】</p> <p>イ LIFE への初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】</p> <p>ウ 医師の医学的評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【告示改正】</p> <p>エ 本加算に沿った取組に対する評価を持続的に行うため、事務負担の軽減を行いつつ評価の適正化を行う。 【告示改正】</p>

単位数	
<現行> 自立支援促進加算 300単位/月	▶
	<改定後> 自立支援促進加算 280 単位/月 (変更) (介護老人保健施設は300単位/月)

算定要件等	<p>○ <u>医学的評価の頻度</u>について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、<u>少なくとも「3月に1回」</u>へ見直すことで、事務負担の軽減を行う。</p> <p>○ その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。 <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し> <u>・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する。</u> <u>・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。</u></p>
--------------	---

102

2. (3) ④ アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し

概要	【看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○	<p>排せつ支援加算について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 排せつ状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についても新たに評価を行う。【告示改正】</p> <p>イ 医師又は医師と連携した看護師による評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【告示改正】</p> <p>ウ 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】</p> <p>エ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】</p>

算定要件等	<p>○ LIFE関連加算に共通した見直しを実施。 <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する</u> ・ <u>同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする</u> <p><排せつ支援加算（Ⅰ）></p> <p>○ 以下の要件を満たすこと。</p> <p>イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、<u>少なくとも3月に1回</u>、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。</p> <p>ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。</p> <p>ハ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。</p> <p><排せつ支援加算（Ⅱ）></p> <p>○ 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。 ・ 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。 ・ <u>又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。</u> <p><排せつ支援加算（Ⅲ）></p> <p>○ 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・ <u>又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。</u> ・ かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。
--------------	---

2. (3) ⑤ アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

概要	【看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
<p>○ 褥瘡マネジメント加算（介護医療院は褥瘡対策指導管理）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 施設入所時又は利用開始時に既に発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う。【告示改正】</p> <p>イ 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】</p> <p>ウ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】</p>	
算定要件等	
<p>○ LIFE関連加算に共通した見直しを実施。</p> <p><入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する</u> ・ <u>同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする</u> <p><褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）></p> <p>○ 以下の要件を満たすこと。</p> <p>イ <u>入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。</u></p> <p>ロ <u>イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</u></p> <p>ハ <u>イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。</u></p> <p>ニ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。</p> <p>ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。</p> <p><褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）></p> <p>○ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、<u>褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。</u></p> <p><褥瘡対策指導管理（Ⅱ）></p> <p>○ 褥瘡対策指導管理（Ⅰ）に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時等の評価の結果、<u>褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。</u></p>	

105

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

▶ 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 概要**
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
 - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数 ※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

107

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

- 算定要件等**
- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
 - 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※) 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率(※)	新加算(介護職員等処遇改善加算)	要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算(Ⅰ～Ⅳ)	Ⅰ 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		Ⅱ 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ← グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		Ⅲ 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		Ⅳ 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

109

3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月（新設）

111

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

算定要件等

【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

（※1）業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- （Ⅰ）において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化（WHO-5等）
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化（SRS-18等）
 - オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
- （Ⅱ）において求めるデータは、（Ⅰ）で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- （Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

（※2）見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
 - ア 見守り機器
 - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

3. (2) ⑤ 介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

概要	【短期入所療養介護★、介護老人保健施設】				
○ 令和3年度介護報酬改定における介護老人福祉施設等に係る見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和と同様に、介護老人保健施設（ユニット型を除く。）及び短期入所療養介護の夜間の配置基準について、見直しを行う。【告示改正】					
算定要件等	<p>○ 1日あたりの配置人員数を現行2人以上としているところ、要件を満たす場合は1.6人以上とする。ただし、配置人員数は常時1人以上配置することとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><現行></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">配置人員数</td> <td>2人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上</td> </tr> </table> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">▶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><改定後></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">配置人員数</td> <td>1.6人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上</td> </tr> </table> </div> </div> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての利用者に見守りセンサーを導入していること ・ 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・ 安全体制を確保していること (※) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※安全体制の確保の具体的要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置 ② 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ③ 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等） ④ 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） ⑤ 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑥ 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施 </div> <p>○ 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。</p>	配置人員数	2人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上	配置人員数	1.6人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上
配置人員数	2人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上				
配置人員数	1.6人以上 利用者等の数が40以下で、緊急時の連絡体制を常時整備している場合は1人以上				

115

3. (2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要	【全サービス】
○ 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。	
ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。	
イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。【通知改正】	

基準・算定要件等	○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。		
	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○ (新設)
※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。			

3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



118

3. (3) ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

○ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】 【通知改正】


3. (3) ⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニット型施設において、引き続き利用者との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化する。【通知改正】

127

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
-  **4. 制度の安定性・持続可能性の確保**
5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

4. (1) ⑨ 多床室の室料負担

概要

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「II型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。【告示改正】

単位数

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

なし



<改定後>

該当する施設の多床室について、室料相当額減算として▲26単位/日（新設）
該当する施設の多床室における基準費用額（居住費）について+260円/日（新設）

算定要件等

- 以下の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る。）の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を定めることとする。（新設）
 - ・ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
 - ・ 「II型」の介護医療院の多床室
- ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。

141

4. (2) ⑥ 長期療養生活移行加算の廃止

概要

【介護医療院】

- 長期療養生活移行加算について、介護療養型医療施設が令和5年度末に廃止となることを踏まえ、廃止する。【告示改正】

単位数

<現行>

長期療養生活移行加算 60単位/日



<改定後>

廃止

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保

▶ 5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

148

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要	【全サービス】
<p>○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】</p> <p>（※令和7年度から義務付け）</p>	

5. ⑦ 基準費用額（居住費）の見直し

概要

【施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額（居住費）を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

単位数

【基準費用額（居住費）】

	<現行>	<改定後>
多床室（特養等）	855円	915円
多床室（老健・医療院等）	377円	437円
従来型個室（特養等）	1,171円	1,231円
従来型個室（老健・医療院等）	1,668円	1,728円
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円
ユニット型個室	2,006円	2,066円

155

令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - **6月1日施行とするサービス**
 - ・ 訪問看護
 - ・ 訪問リハビリテーション
 - ・ 居宅療養管理指導
 - ・ 通所リハビリテーション
 - **4月1日施行とするサービス**
 - ・ 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
 - **令和6年8月1日施行とする事項**
 - ・ 基準費用額の見直し
 - **令和7年8月1日施行とする事項**
 - ・ 多床室の室料負担

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保
5. その他

▶ 各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

161

基本報酬の見直し

概要

- 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に going 行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

【告示改正】

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和5年12月20日)(抄)

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に going 行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%(国費432億円)とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する(介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行)。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

介護医療院 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1日あたり	
	< 現行 >	< 改定後 >
○Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ii)(多床室)		
要介護1	825単位	833単位
要介護2	934単位	943単位
要介護3	1,171単位	1,182単位
要介護4	1,271単位	1,283単位
要介護5	1,362単位	1,375単位
○Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ii)(多床室)		
要介護1	779単位	786単位
要介護2	875単位	883単位
要介護3	1,082単位	1,092単位
要介護4	1,170単位	1,181単位
要介護5	1,249単位	1,261単位
○ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)		
要介護1	842単位	850単位
要介護2	951単位	960単位
要介護3	1,188単位	1,199単位
要介護4	1,288単位	1,300単位
要介護5	1,379単位	1,392単位
○ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)		
要介護1	841単位	849単位
要介護2	942単位	951単位
要介護3	1,162単位	1,173単位
要介護4	1,255単位	1,267単位
要介護5	1,340単位	1,353単位

186

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保
5. その他

各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

188

8. (3)介護医療院①

改定事項

- 介護医療院 基本報酬
- ① ○ 1(3)⑱協力医療機関との連携体制の構築
- ② ○ 1(3)⑳協力医療機関との定期的な会議の実施
- ③ ○ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供
- ④ ○ 1(4)⑧介護医療院における看取りへの対応の充実
- ⑤ ○ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑥ ○ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑦ ○ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑧ ○ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑨ ○ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑩ ○ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑪ ○ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑫ ○ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

8. (3)介護医療院②

改定事項

- ⑬ ○ 2(1)⑱介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑭ ○ 2(1)㉑退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑮ ○ 2(1)㉒再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ⑯ ○ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ⑰ ○ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑱ ○ 2(3)②自立支援促進加算の見直し
- ⑲ ○ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ⑳ ○ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ㉑ ○ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ㉒ ○ 3(2)①テレワークの取扱い
- ㉓ ○ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ㉔ ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ㉕ ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ㉖ ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ㉗ ○ 4(2)⑥長期療養生活移行加算の廃止

223

3. (2)短期入所療養介護

改定事項

- 短期入所療養介護 基本報酬
- ① 1(3)③総合医学管理加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)⑮訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑤介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ⑫ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑬ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

3 (削除)

- 4 介護医療院サービス

4 介護医療院サービス

基本部分		介護を必要とする職員が常勤職員を有しない場合	入居者の数が入居者の定員を超過する場合は	医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護支援専門員が常勤職員を有しない場合	介護職員が常勤職員を有しない場合	常勤職員が、介護職員、介護支援専門員、介護士等のうち1人以上を有しない場合は	身体障害者未実施訓練	安全管理体制未実施訓練	高齢者の自立した生活支援等に関する研修	高齢者の基礎知識に関する研修	介護職員に関する研修に関する研修	介護職員に関する研修に関する研修	介護を必要とする職員が常勤職員を有しない場合	新卒採用の入居者受入教育
イ Ⅰ型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	居介護1 (297) 単位	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100
		居介護2 (309) 単位												
		居介護3 (315) 単位												
	(2) Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	居介護1 (341) 単位											
		居介護2 (353) 単位												
		居介護3 (359) 単位												
	(3) Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	居介護1 (354) 単位											
		居介護2 (366) 単位												
		居介護3 (372) 単位												
ロ Ⅱ型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	居介護1 (309) 単位											
		居介護2 (321) 単位												
		居介護3 (327) 単位												
	(2) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	居介護1 (353) 単位											
		居介護2 (365) 単位												
		居介護3 (371) 単位												
	(3) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	居介護1 (366) 単位											
		居介護2 (378) 単位												
		居介護3 (384) 単位												
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) Ⅰ型特別 介護医療院 サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	居介護1 (388) 単位											
		居介護2 (400) 単位												
		居介護3 (406) 単位												
	(2) Ⅱ型特別 介護医療院 サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	居介護1 (432) 単位											
		居介護2 (444) 単位												
		居介護3 (450) 単位												
	(3) Ⅲ型特別 介護医療院 サービス費	(一) Ⅲ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	居介護1 (445) 単位											
		居介護2 (457) 単位												
		居介護3 (463) 単位												
ニ ユニツト型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニツト型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) ユニツト型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	居介護1 (390) 単位											
		居介護2 (402) 単位												
		居介護3 (408) 単位												
	(2) ユニツト型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) ユニツト型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	居介護1 (434) 単位											
		居介護2 (446) 単位												
		居介護3 (452) 単位												
	ホ ユニツト 型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニツト型Ⅱ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	居介護1 (384) 単位											
		居介護2 (396) 単位												
		居介護3 (402) 単位												
ヘ ユニツト 型特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニツト型 特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニツト型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	居介護1 (428) 単位											
		居介護2 (440) 単位												
		居介護3 (446) 単位												
	(2) ユニツト型 特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニツト型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	居介護1 (472) 単位											
		居介護2 (484) 単位												
		居介護3 (490) 単位												

注 外泊時費用		入所者に対して原則として外泊を認めない場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して原則として試行的退所を認めない場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 転科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、転科診療を要して診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
1. 初期加算	(1日につき +30単位)		
2. 入所時緊急対応加算	(1月につき1回を限度として20単位を計算)	災害等時の基準を満たさない場合は、算定しない。	
3. 再入所時緊急対応加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を計算)	災害等時の基準を満たさない場合は、算定しない。	
4. 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時指導加算	<ul style="list-style-type: none"> a 退所前指導加算 (入所者1名又は2名を限度として460単位を算定) b 退所後指導加算 (退所後1名を限度として460単位を算定) c 退所時指導加算 (400単位) d 退所時指導加算 (退所時指導加算) (500単位) e 退所時指導加算 (退所時指導加算) (500単位) f 退所時指導加算 (退所時指導加算) (500単位) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 ※ 退所後の主治医に対して診療情報(退所時の経過)を提出した場合 ※ 退所後の医療機関の医師に対して心身のケア(生活指導を含む)を行った場合 ※ 退所時指導加算(1)を算定しない場合は、算定しない。
	(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を計算)	退所時指導加算(1)を算定しない場合は、算定しない。
	(三) 退所時指導加算	(1) 退所時指導加算(1) (1日につき 500単位を計算)	
	(四) 退所時指導加算	(2) 退所時指導加算(2) (1日につき 500単位を計算)	
	(五) 退所時指導加算	(3) 退所時指導加算(3) (1日につき 500単位を計算)	
	(六) 退所時指導加算	(4) 退所時指導加算(4) (1日につき 500単位を計算)	
5. 閉鎖施設管理加算	(1日につき 11単位を計算)	災害等時の基準を満たさない場合は、算定しない。	
6. 終日移行加算(※2)	(1日につき 28単位を計算)	災害等時の基準を満たさない場合は、算定しない。	
7. 終日維持加算(※2)	(一) 終日維持加算(1)	(1月につき 400単位を計算)	災害等時の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(二) 終日維持加算(2)	(1月につき 100単位を計算)	災害等時の基準を満たさない場合は、算定しない。
8. 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(1)	(1月につき 90単位を計算)	
	(二) 口腔衛生管理加算(2)	(1月につき 110単位を計算)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
9. 療養加算	(1月につき 8単位を計算(1日に3回を限度))		
10. 在宅介護支援加算(※2)	(1日につき 10単位を計算)		
11. 特別診療費(※2)			
12. 緊急時診療費	ア 緊急時診療費	(1月)に1回3日を限度として1日につき518単位を算定	
	イ 特定診療		
13. 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を計算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を計算)	
14. 認知症専門ケア加算	ア 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 160単位を計算)	
	イ 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 120単位を計算)	
15. 認知症行動心理状態観察加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を計算)		
16. 専任認知症看護職員加算	(一) 専任認知症看護職員加算(1)	<ul style="list-style-type: none"> 要介護1・2 (1日につき140単位を計算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を計算) 	
	(二) 専任認知症看護職員加算(2)	<ul style="list-style-type: none"> 要介護1・2 (1日につき200単位を計算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を計算) 	
	(三) 専任認知症看護職員加算(3)		
	(四) 専任認知症看護職員加算(4)		
17. 併せつ支援加算(※2)	(1) 併せつ支援加算(1)	(1月につき 10単位を計算)	
	(2) 併せつ支援加算(2)	(1月につき 15単位を計算)	
	(3) 併せつ支援加算(3)	(1月につき 20単位を計算)	
18. 自立支援加算(※2)	(1月につき 280単位を計算)		
19. 科学的介護推進加算(※2)	(1) 科学的介護推進加算(1)	(1月につき 40単位を計算)	
	(2) 科学的介護推進加算(2)	(1月につき 60単位を計算)	
20. 安全対策加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
21. 高齢者虐待防止対策加算	ア 高齢者虐待防止対策加算(1)	(1月につき 10単位を計算)	
	イ 高齢者虐待防止対策加算(2)	(1月につき 8単位を計算)	
22. 高齢者虐待防止対策加算	(1月につき 10単位を算定)		
23. 介護性向上推進加算	ア 介護性向上推進加算(1)	(1月につき 100単位を計算)	
	イ 介護性向上推進加算(2)	(1月につき 10単位を計算)	
24. サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を計算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 18単位を計算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を計算)	
25. 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位数×28/1000)	※ 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき +所定単位数×10/1000)	
26. 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1)	(1月につき +所定単位数×15/1000)	※ 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2)	(1月につき +所定単位数×11/1000)	
27. 介護職員等ベネフィット等支援加算	(1月につき +所定単位数×5/1000)	※ 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

※ 後勤勤務条件算定を適用する場合には、後勤勤務等看護加算を適用しない。
 ※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 実働時間による単位数加算については、感染症予防対策(5)の目的のための施設全体の感染対策(5)の実施(5)に関する業務の算定は、令和7年3月31日までの期間としない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び併せつ支援加算については、令和7年度より1日あたりの算定単位数が変更される。

令和6年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

- 別紙1-1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】
- 別紙1-2：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】
- 別紙1-3：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】
- 別紙2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】
- 別紙3-1：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】
- 別紙3-2：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】
- 別紙3-3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】
- 別紙4-1：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】
- 別紙4-2：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】
- 別紙5-1：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】
- 別紙5-2：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】
- 別紙5-3：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】
- 別紙6-1：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

【令和6年4月施行】

- 別紙6-2：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

【令和6年6月施行】

- 別紙7：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】

別紙8

：附則

【参考資料】

- 参考1：厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第94号)【令和6年4月施行】
- 参考2：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)【令和6年4月施行】
- 参考3：厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)【令和6年4月施行】
- 参考4：厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号)【令和6年4月施行】
- 参考5-1：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(平成12年厚生省告示第38号)【令和6年4月施行】
- 参考5-2：介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(平成12年厚生省告示第38号)【令和6年6月施行】
- 参考5-3：介護保険法施行規則第六十八條第三項及び第八十七條第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(平成12年厚生省告示第38号)【令和7年8月施行】
- 参考6：厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成12年厚生省告示第99号)【令和6年4月施行】
- 参考7：厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)【令和6年4月施行】
- 参考8：厚生労働大臣が定める療法等(平成12年厚生省告示第124号)【令和6年4月施行】
- 参考9-1：介護保険法第五十一条の第三項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の第三項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年厚生労働省告示第412号)【令和6年4月施行】
- 参考9-2：介護保険法第五十一条の第三項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の第三項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年厚生労働省告示第412号)【令和6年8月施行】
- 参考9-3：介護保険法第五十一条の第三項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の第三項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況

その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号）【令和7年8月施行】

参考10-1：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）【令和6年4月施行】

参考10-2：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）【令和6年8月施行】

参考10-3：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）【令和7年8月施行】

参考11：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第416号）【令和6年8月施行】

参考12：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示第418号）【令和6年8月施行】

参考13-1：居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）【令和6年4月施行】

参考13-2：居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）【令和7年8月施行】

参考14：厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数（平成18年厚生労働省告示第263号）【令和6年4月施行】

参考15-1：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）【令和6年4月施行】

参考15-2：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）【令和6年6月施行】

参考16：介護保険法施行規則第四百十條の五第五項の厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第267号）【令和6年4月施行】

参考17：厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対応等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）【令和6年4月施行】

参考18-1：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）【令和6年4月施行】

参考18-2：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）【令和6年6月施行】

参考19-1：厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）【令和6年4月施行】

参考19-2：厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）【令和6年6月施行】

参考20：厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）【令和6年4月施行】

参考21-1：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）【令和6年4月施行】

参考21-2：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）【令和6年6月施行】

参考21-3：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）【令和7年8月施行】

参考22-1：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）【令和6年4月施行】

参考22-2：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）【令和6年6月施行】

参考23-1：厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）【令和6年4月施行】

参考23-2：厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）【令和6年6月施行】

参考23-3：厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）【令和7年8月施行】

参考24：経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成20年厚生労働省告示第312号）【令和6年4月施行】

参考25：経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成20年厚生労働省告示第509号）【令和6年4月施行】

参考26：看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成24年厚生労働省告示第507号）【令和6年4月施行】

別紙 1 - 1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

た単位数の1000の19に相当する単位数
 (三) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対する区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

- (1) I型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ)

- a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

- i 要介護 1 762単位
- ii 要介護 2 874単位
- iii 要介護 3 1,112単位
- iv 要介護 4 1,214単位
- v 要介護 5 1,305単位

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

- (1) I型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ)

- a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

- i 要介護 1 778単位
- ii 要介護 2 893単位
- iii 要介護 3 1,136単位
- iv 要介護 4 1,240単位
- v 要介護 5 1,333単位

b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>894単位</u>
ii	要介護 2	<u>1,006単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,250単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,353単位</u>
v	要介護 5	<u>1,446単位</u>
(二)	I 型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>768単位</u>
ii	要介護 2	<u>879単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,119単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,222単位</u>
v	要介護 5	<u>1,314単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>880単位</u>
ii	要介護 2	<u>993単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,233単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,334単位</u>
v	要介護 5	<u>1,426単位</u>
(三)	I 型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>752単位</u>
ii	要介護 2	<u>863単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,103単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,205単位</u>
v	要介護 5	<u>1,297単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>864単位</u>
ii	要介護 2	<u>975単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,215単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,317単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>875単位</u>
ii	要介護 2	<u>985単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,224単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,325単位</u>
v	要介護 5	<u>1,416単位</u>
(二)	I 型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>752単位</u>
ii	要介護 2	<u>861単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,096単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,197単位</u>
v	要介護 5	<u>1,287単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>862単位</u>
ii	要介護 2	<u>972単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,207単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,306単位</u>
v	要介護 5	<u>1,396単位</u>
(三)	I 型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a	I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	<u>736単位</u>
ii	要介護 2	<u>845単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,080単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,180単位</u>
v	要介護 5	<u>1,270単位</u>
b	I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>846単位</u>
ii	要介護 2	<u>955単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,190単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,290単位</u>

v 要介護 5	<u>1,409単位</u>	v 要介護 5	<u>1,380単位</u>
(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)		(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)		(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)		a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>731単位</u>	i 要介護 1	<u>716単位</u>
ii 要介護 2	<u>829単位</u>	ii 要介護 2	<u>812単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,044単位</u>	iii 要介護 3	<u>1,022単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,135単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,111単位</u>
v 要介護 5	<u>1,217単位</u>	v 要介護 5	<u>1,192単位</u>
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>846単位</u>	i 要介護 1	<u>828単位</u>
ii 要介護 2	<u>945単位</u>	ii 要介護 2	<u>925単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,157単位</u>	iii 要介護 3	<u>1,133単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,249単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,223単位</u>
v 要介護 5	<u>1,331単位</u>	v 要介護 5	<u>1,303単位</u>
(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)		(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)		a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>715単位</u>	i 要介護 1	<u>700単位</u>
ii 要介護 2	<u>813単位</u>	ii 要介護 2	<u>796単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,027単位</u>	iii 要介護 3	<u>1,006単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,117単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,094単位</u>
v 要介護 5	<u>1,200単位</u>	v 要介護 5	<u>1,175単位</u>
b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)		b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>828単位</u>	i 要介護 1	<u>811単位</u>
ii 要介護 2	<u>927単位</u>	ii 要介護 2	<u>908単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,141単位</u>	iii 要介護 3	<u>1,117単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,233単位</u>	iv 要介護 4	<u>1,207単位</u>
v 要介護 5	<u>1,314単位</u>	v 要介護 5	<u>1,287単位</u>
(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(III)		(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(III)	
a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)		a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	<u>704単位</u>	i 要介護 1	<u>689単位</u>

ii	要介護 2	802単位
iii	要介護 3	1,015単位
iv	要介護 4	1,106単位
v	要介護 5	1,188単位
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	817単位
ii	要介護 2	916単位
iii	要介護 3	1,129単位
iv	要介護 4	1,221単位
v	要介護 5	1,302単位
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	717単位
ii	要介護 2	821単位
iii	要介護 3	1,051単位
iv	要介護 4	1,147単位
v	要介護 5	1,236単位
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	822単位
ii	要介護 2	929単位
iii	要介護 3	1,156単位
iv	要介護 4	1,254単位
v	要介護 5	1,341単位
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	670単位
ii	要介護 2	764単位
iii	要介護 3	967単位
iv	要介護 4	1,054単位
v	要介護 5	1,132単位

ii	要介護 2	785単位
iii	要介護 3	994単位
iv	要介護 4	1,083単位
v	要介護 5	1,163単位
b	II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	800単位
ii	要介護 2	897単位
iii	要介護 3	1,106単位
iv	要介護 4	1,196単位
v	要介護 5	1,275単位
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	702単位
ii	要介護 2	804単位
iii	要介護 3	1,029単位
iv	要介護 4	1,123単位
v	要介護 5	1,210単位
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	805単位
ii	要介護 2	910単位
iii	要介護 3	1,132単位
iv	要介護 4	1,228単位
v	要介護 5	1,313単位
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	656単位
ii	要介護 2	748単位
iii	要介護 3	947単位
iv	要介護 4	1,032単位
v	要介護 5	1,108単位

b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	<u>778単位</u>
i	要介護1	<u>873単位</u>
ii	要介護2	<u>1,076単位</u>
iii	要介護3	<u>1,161単位</u>
iv	要介護4	<u>1,240単位</u>
v	要介護5	
(4)	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(-)	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費	<u>911単位</u>
i	要介護1	<u>1,023単位</u>
ii	要介護2	<u>1,268単位</u>
iii	要介護3	<u>1,371単位</u>
iv	要介護4	<u>1,464単位</u>
v	要介護5	
b	経過のユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費	<u>911単位</u>
i	要介護1	<u>1,023単位</u>
ii	要介護2	<u>1,268単位</u>
iii	要介護3	<u>1,371単位</u>
iv	要介護4	<u>1,464単位</u>
v	要介護5	
(二)	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費	<u>901単位</u>
i	要介護1	<u>1,011単位</u>
ii	要介護2	<u>1,252単位</u>
iii	要介護3	<u>1,353単位</u>
iv	要介護4	<u>1,445単位</u>
v	要介護5	
b	経過のユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費	<u>901単位</u>
i	要介護1	<u>1,011単位</u>
ii	要介護2	
b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	<u>762単位</u>
i	要介護1	<u>855単位</u>
ii	要介護2	<u>1,054単位</u>
iii	要介護3	<u>1,137単位</u>
iv	要介護4	<u>1,214単位</u>
v	要介護5	
(4)	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	
(-)	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費	<u>892単位</u>
i	要介護1	<u>1,002単位</u>
ii	要介護2	<u>1,242単位</u>
iii	要介護3	<u>1,343単位</u>
iv	要介護4	<u>1,434単位</u>
v	要介護5	
b	経過のユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費	<u>892単位</u>
i	要介護1	<u>1,002単位</u>
ii	要介護2	<u>1,242単位</u>
iii	要介護3	<u>1,343単位</u>
iv	要介護4	<u>1,434単位</u>
v	要介護5	
(二)	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費	<u>882単位</u>
i	要介護1	<u>990単位</u>
ii	要介護2	<u>1,226単位</u>
iii	要介護3	<u>1,325単位</u>
iv	要介護4	<u>1,415単位</u>
v	要介護5	
b	経過のユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費	<u>882単位</u>
i	要介護1	<u>990単位</u>
ii	要介護2	

iii	要介護 3	1,252単位
iv	要介護 4	1,353単位
v	要介護 5	1,445単位
(5) ユニツト型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニツト型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費		
a	要介護 1	910単位
b	要介護 2	1,014単位
c	要介護 3	1,241単位
d	要介護 4	1,337単位
e	要介護 5	1,424単位
(二) 経過のユニツト型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費		
a	要介護 1	910単位
b	要介護 2	1,014単位
c	要介護 3	1,241単位
d	要介護 4	1,337単位
e	要介護 5	1,424単位
(6) ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニツト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a	ユニツト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	859単位
ii	要介護 2	963単位
iii	要介護 3	1,193単位
iv	要介護 4	1,289単位
v	要介護 5	1,376単位
b	経過のユニツト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	859単位
ii	要介護 2	963単位
iii	要介護 3	1,193単位

iii	要介護 3	1,226単位
iv	要介護 4	1,325単位
v	要介護 5	1,415単位
(5) ユニツト型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニツト型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費		
a	要介護 1	891単位
b	要介護 2	993単位
c	要介護 3	1,215単位
d	要介護 4	1,309単位
e	要介護 5	1,394単位
(二) 経過のユニツト型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費		
a	要介護 1	891単位
b	要介護 2	993単位
c	要介護 3	1,215単位
d	要介護 4	1,309単位
e	要介護 5	1,394単位
(6) ユニツト型特別介護医療院短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニツト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費		
a	ユニツト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	841単位
ii	要介護 2	943単位
iii	要介護 3	1,168単位
iv	要介護 4	1,262単位
v	要介護 5	1,347単位
b	経過のユニツト型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	841単位
ii	要介護 2	943単位
iii	要介護 3	1,168単位

iv	要介護 4	1,262単位
v	要介護 5	1,347単位
(二)	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	849単位
ii	要介護 2	946単位
iii	要介護 3	1,156単位
iv	要介護 4	1,247単位
v	要介護 5	1,326単位
b	経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	849単位
ii	要介護 2	946単位
iii	要介護 3	1,156単位
iv	要介護 4	1,247単位
v	要介護 5	1,326単位
(7)	特定介護医療院短期入所療養介護	
(一)	3時間以上4時間未満	670単位
(二)	4時間以上6時間未満	928単位
(三)	6時間以上8時間未満	1,289単位
	注1～3 (略)	
	(新設)	

iv	要介護 4	1,289単位
v	要介護 5	1,376単位
(二)	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	867単位
ii	要介護 2	966単位
iii	要介護 3	1,181単位
iv	要介護 4	1,273単位
v	要介護 5	1,354単位
b	経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
i	要介護 1	867単位
ii	要介護 2	966単位
iii	要介護 3	1,181単位
iv	要介護 4	1,273単位
v	要介護 5	1,354単位
(7)	特定介護医療院短期入所療養介護	
(一)	3時間以上4時間未満	684単位
(二)	4時間以上6時間未満	948単位
(三)	6時間以上8時間未満	1,316単位
	注1～3 (略)	
4	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十九号の三の二【参考22-1】

5. 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定め

る基準第三十九号の三の三【参考22-1】

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十九号の三の四【参考22-1】

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注9を算定している場合は、算定しない。

12・13 (略)

14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注8の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注8の規定による届出があったものとみなす。

(新設)

4～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

9・10 (略)

11 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。

15 (略)

16 (3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、(13)は算定しない。

(8) 口腔連携強化加算

50単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十九号の六【参考22-1】

(9)~(13) (略)

(14) 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (イ) 生産性向上推進体制加算(I) 100単位
- (ロ) 生産性向上推進体制加算(II) 10単位

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第三十九号の七において準用する第三十七号の三【参考22-1】

12 (略)

13 本(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、(12)は算定しない。
(新設)

(8)~(12) (略)

(新設)

(15) (略)

(16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(17) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(13) (略)

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(15) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十一号の二【参考22-1】

18 介護職員等ベースアスアプ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(5)までに算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 542単位
- (2) 要介護 2 609単位
- (3) 要介護 3 679単位
- (4) 要介護 4 744単位
- (5) 要介護 5 813単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 542単位
- (2) 要介護 2 609単位
- (3) 要介護 3 679単位
- (4) 要介護 4 744単位
- (5) 要介護 5 813単位

注 1～3（略）

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、イについては所定単位数の100分の10に相当する単位数を、ロ及びハについては所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減

16 介護職員等ベースアスアプ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(5)までに算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 538単位
- (2) 要介護 2 604単位
- (3) 要介護 3 674単位
- (4) 要介護 4 738単位
- (5) 要介護 5 807単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

- (1) 要介護 1 538単位
- (2) 要介護 2 604単位
- (3) 要介護 3 674単位
- (4) 要介護 4 738単位
- (5) 要介護 5 807単位

注 1～3（略）

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。